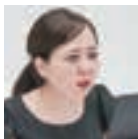


海外赴任者に係るコストの負担

——日本側での費用負担時の留意点

日本負担か、現地負担か。海外赴任にまつわる諸費用の考え方は。

(7月3日開催、日外協「第114回 国際人事部会」から抜粋)



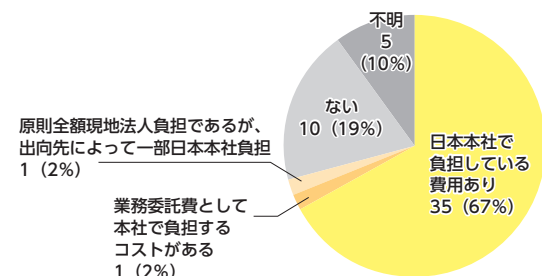
講師 EY 税理士法人 パートナー
EY Japan ピープル・アドバイザー・サービス/グローバルモビリティリーダー

藤井 恵 氏

「出向先が全額負担」が原則

受講者への事前アンケートによると、海外出向者コストを一部でも日本本社が負担しているとの回答は約7割。給与・手当、医療関連費、税金、教育費、住宅関連費を負担しているケースが多い。

〈事前アンケートから〉 海外出向者コストのうち、日本本社で負担している費用はありますか



出所：講演資料から抜粋

出向者のコストに関する日本の法人税の原則的な考え方は、「出向先が全額負担」。出向者は出向先の指揮命令下で出向先業務を行い、出向先法人の収益に貢献しているというのが理由。例外として、出向元(日本)からの「^{ほとん}較差の補填」(日本と現地の給与の較差を調整)が認められる場合がある。

EYのサーベイでは、約4割の企業が海外赴任者に関する日本側での費用負担について、過去の税務調査で指摘を受けたと回答。現地・本社の地域差を考慮しない一律の費用負担割合や、実態と異なる出向契約書などを指摘され、

コスト負担方法の大幅変更を検討せざるを得なくなったケースもある。

正しい経営判断を行うために

本社が負担している出向者コストを今後どうするか。次のAとB、どちらかしかない。

A：日本本社での負担を継続する

日本本社での負担を継続するためには、較差補填で説明する、または本社業務であることを説明する必要がある。

較差補填の「給与の較差」とは、日本の水準が高く現地の水準が低い場合の較差であり、その逆を指しているのではない点に注意。日本の給与水準が上がらない中、較差補填で説明できる余地は少なくなる傾向にある^(※1)。

日本本社のための業務(本社が受益者)であることを説明する場合の判断基準は、当該活動が当該国外関連者にとって経済的または商業的価値を有するか否か^(※2)。

たとえトレーニー(研修生)であっても、OJTで現地業務を行うと、結果として現地法人に貢献していることになり、「日本のための業務」とは言えなくなる。

(※1) 各国平均賃金の推移 (OECD)



(※2) 国税庁「連結法人に係る移転価格事務運営要領 3-9」

